

【重要】太陽光発電設備の平成 28 年度調達価格適用に関するお知らせ

再生可能エネルギー固定価格買取制度の根拠となる「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の改正法が平成 29 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、改正法施行日前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに接続契約を締結していない場合、取得済みの設備認定が失効する可能性があることから、改正法施行日前日までに当社との接続契約を希望される場合は、平成 28 年 6 月 30 日までに申込みが必要である旨を当社ホームページにて周知^{※1}いたしました。今年度末における平成 28 年度調達価格の適用に関して、以下のとおりお知らせいたします。

1. 低圧で連系される太陽光発電設備（50kW 未満）のお客さま

平成 28 年度の調達価格を適用するためには、平成 29 年 3 月末までに国の設備認定を取得のうえ、当社と接続契約を締結する必要があります。

低圧における接続契約申込みから接続契約締結までの標準処理期間は 1 ヶ月^{※2}であることから、平成 29 年 2 月 28 日が申込みの目安となりますが、今年度末は平成 28 年度調達価格の適用を希望されるお客さまのほか、改正法が平成 29 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、今年度内の接続契約締結を希望されるお客さまからの申込みの集中が予想されます。そのため、標準処理期間 1 ヶ月以内での接続契約締結が出来ない場合があります。ので、平成 28 年度の調達価格の適用を希望される際は、できるだけ早期に申込みいただきますようお願いいたします。^{※3}

なお、平成 29 年 2 月 28 日以前に申込みいただいた場合でも、申込みが集中するなど状況によっては、今年度内の接続契約の締結ができない場合がありますので、予めご了承ください。

また、申込みの受付進捗状況は「インターネット低圧工事申込みシステム（シンセツくん）」の「工程管理」画面からご確認ください。

2. 高圧・特別高圧で連系される太陽光発電設備（50kW 以上）のお客さま

高圧・特別高圧においては、接続契約申込みに先立って接続検討が必要であること、また、接続契約申込み^{※3}（同時申込みの場合は、意思表明書の提出）後の技術検討に時間を要することから、低圧の手続きと比べて接続契約の締結までに相当の期間を要します。

なお、接続検討申込みから接続契約締結までの標準処理期間は、9 ヶ月^{※2}となっております。

※1 再エネ特措法改正に伴う取得済みの設備認定について（平成 28 年 5 月 25 日公表文）

<http://kepco.jp/~media/Files/KepcoJp/Customer/pdf/ryokin/kaitori/20160525.ashx?la=ja-JP>

※2 既に申込済みであっても、当初の申込内容を変更すると、改めて技術検討が必要となり、年度内に接続契約締結が出来ない場合があります。

また、接続契約が締結済みであっても、当初の申込内容を変更すると、改めて技術検討が必要となり、検討の結果、接続契約の再締結（以前の接続契約は無効）が必要となる場合があります。

※3 申込みの内容や必要書類に不備がある場合は、受付ができません。また、太陽光発電設備の申込みについては、原則として、申込時に設備認定通知書（写）を添付していただく必要があります。